⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝237.0m
最大支間長　Ｌ＝37.8m（ＰＡ27―ＰＡ30）、Ｌ＝37.0m（ＰＡ30―ＰＡ32）
ＰＣ３径間連結コンポ橋（ＰＡ27―ＰＡ30）
ＰＣ８径間連結コンポ橋（ＰＡ30―ＰＡ32）
⑸　工期　令和７年３月31日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
９）本工事は、発注者が完全週休２日（土日・祝祭日）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、週休２日（４周８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している。
なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。
10）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
11）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
12）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
13）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。
14）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
15）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。
16）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち施工者が１技術を選択したうえでの活用、及び施工者が選定する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
なお、新技術を活用し生産性向上を３割以上達成した場合は、達成率に応じた生産性向上実績証明書の交付を行う。
17）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。
18）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。
19）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、「ＤＸを活用したプレキャスト部材の品質管理省力化手法」をテーマに研究開発段階にかる新技術の現場実証を実施する新技術導入促進㈡型の施行工事である。
20）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格
次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。
ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成19年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。
・下記の㋐から㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。
ただし、上記㋐から㋑は同一工事であること。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。
⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。
準備期間を含まない専任期間としては、令和５年４月下旬から令和７年３月下旬までを予定している。
なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の最終日の翌日までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。